

一般競争等参加資格審査申請の手引

[工事（平成30・31年度）、測量・建設コンサルタント等（平成30・31年度）申請用]

1. 必要書類

申請書は、左上をクリップで留めて提出すること。

工事に係るもの

(1) 一般競争等参加資格審査申請書（工事）（様式第1号）

(2) 添付書類（申請に必要な書類）

イ 工事経歴書（様式第1号の2）

「工事経歴書」（様式第1号の2）は、直前1年間の完成工事について作成すること（経営規模等評価申請書等に添付した工事経歴書（直前1年分）の写しで代替することができる。）。

ロ 建設共同企業体協定書の写し（建設共同企業体で総合点数の特例扱いを希望する者に限る。）

ハ 経営事項審査結果通知書の写し

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項による経営事項審査を申請し、国土交通大臣又は都道府県知事が審査を行ったときは、その結果を同法第27条の27第1項により申請者に通知することとされている。経営事項審査結果通知書の写しとは、この申請者に通知されたものの写しをいう。なお、共同企業体の場合は、各構成員の経営事項審査結果通知書の写しを、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、組合及び各関係組合員の経営事項審査結果通知書の写しをそれぞれ提出すること。

二 直近の建設業許可書又は建設業許可証明書の写し

ホ 共同企業体等調書（官公需適格組合で総合点数の特例扱いを希望する者に限る。）

へ 次の各税についての未納税額のないことを証明する納税証明書（個人の場合はその3の2，法人の場合はその3の3）

A 法人税（法人の場合）

B 所得税（個人の場合）

C 消費税及び地方消費税（法人及び個人）

ト 資格決定通知書送付用封筒

長形3号の封筒に送付先を記載の上、82円分の切手を貼付すること。

測量・建設コンサルタント等に係るもの

(1) 一般競争等参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）（様式第3号）

(2) 添付書類（申請に必要な書類）

イ 測量等実績調書（様式第3号の2）

ロ 技術者経歴書（様式第3号の3）

ハ 登記事項証明書（個人の場合にあつては、身元証明書。）

ニ 登録証明書等

測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による登録、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条の規定による登録、補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条の規定による登録、その他の登録等を受けている者に限る。

ホ 財務諸表類

直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表（個人の場合にあつては、これらに類する書類（確定申告書等））。ただし、同書類を添付することが困難である場合には、作成可能な期間に係る同書類。

ヘ 次の各税についての未納税額のないことを証明する納税証明書（個人の場合はその3の2，法人の場合はその3の3）

A 法人税（法人の場合）

B 所得税（個人の場合）

C 消費税及び地方消費税（法人及び個人）

ト 資格決定通知書送付用封筒

長形3号の封筒に送付先を記載の上、82円分の切手を貼付すること。

2. 申請書及び添付書類の作成要領

第1 共通事項

- 1 申請書類の記載事項の基準日は、工事にあつては申請しようとする日の直前の営業年度の終了日とし、測量・建設コンサルタント等にあつては申請日とする。ただし、決算に関する事項については、申請日以前の直近のものを原則とし、金額は、千円単位（百円以下を四捨五入）で記入する。
- 2 申請書類は、日本語で記載するものとする。また、添付書類のうち外国語で記載されているものについては、日本語の訳文を添付する。
- 3 申請書類の金額表示が外国貨幣額の場合は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率を定める件に基づき邦貨に換算して得た額を記載する。
- 4 公的機関が発行する書類は、発行日から3か月以内のものとする。
- 5 添付書類は、複写機により複写したもので、ほぼ原寸大であり、かつ、内容が鮮明であれば、写しによって差し支えない。
- 6 添付書類のうち添付することが著しく困難であると認められる書類がある場合には、該当書類の記載の事実を確認できる他の書類を持って代えることができる。

第2 「工事」の申請及び添付書類の作成方法

一 申請書（様式第1号）の作成方法

- 1 「01新規/更新」欄は、該当する申請区分の番号に○印を付す。
新規・・・平成28・29年度に資格を取得していない場合
更新・・・平成28・29年度に資格を取得している場合
- 2 「02受付番号」、「03業者コード」及び「05申請者の規模」欄は、記載しない。
- 3 「04建設業許可番号」欄は、許可を受けている建設業の番号（9桁（「-」を含む。）を総合評定値通知書（建設業法第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもので、申請日の直近のもの。）を記入する。
- 4 「06適格組合証明」欄は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載する。
- 5 「07 郵便番号」欄には、「08本社住所」の郵便番号を記入する。
- 6 「08本社住所」から「14担当者電話番号」までの各欄は、次により左詰めで記載する。
 - ① フリガナの欄は、カタカナで記載すること。

「08本社住所」欄の都道府県名及び「09商号又は名称」欄の株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記載しないこと。

② 「09商号又は名称」欄では、株式会社等法人の種類を表す文字の略号を用いないこと。

③ 「11本社電話番号」、「12本社FAX番号」及び「14担当者電話番号」欄での市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「-（ハイフン）」で区切り、（ ）は用いないこと。

7 「15担当者e-mail」欄は、メールによる連絡を希望する場合のみ記載する。

8 「16 申請代理人」欄には、行政書士等の代理人による申請を行う場合に記入する。この場合の申請の代理とは、申請者本人が代理人に申請手続の代理権を授与し、代理人が申請行為を行うことです。そのため、申請者の記名・押印も代理人のものとなる。その際、申請者本人から申請代理人への委任状を提出すること。

9 「17外資状況」欄は、外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分の番号に○印を付するとともに、[] 内に外国名を、（ ）内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載する。なお、「2 日本国籍会社（比率100%）」とは、100パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいう。

10 「18営業年数」欄は、競争への参加を希望する工事の種類（以下「競争参加資格希望工種」という。）に係る建設業の許可又は登録を受けて事業を開始した日（2業種以上のときは最も早い開始日）から基準日までの期間より、当該事業を中断した期間を控除した期間（1年未満切捨て）を記載する。なお、共同企業体の場合は同算定方法による各構成員の平均年数を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は同算定方法による組合及び各関係組合員の平均年数を記載する。

11 「19常勤職員の数」欄は、基準日の前日において常時雇用している従業員の数（法人にあっては常勤役員の数を含む。個人にあっては事業主を含む。組合にあっては組合の役員と組合員の常勤職員との合計。）を記載する。

12 「20希望工種区分」は、希望する競争参加資格の工種に○を記入した上で、工種毎に完成工事高を記入する。

二 添付書類の作成方法

1 「工事経歴書」（様式第1号の2）は、直前1年間の完成工事について作成すること（経営規模等評価申請書等に添付した工事経歴書（直前1年分）の写しで代替することができる。）。消費税を含まない金額を記入し、千円未満は四捨五入する。その他については、様式の末尾にある記載要領に従って記載する

2 建設共同企業体協定書の写し

建設事業を共同連帯して営むことを目的として定めた構成員の協定書の写しをいう。

3 経営事項審査結果通知書の写し

申請者が建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項による経営事項審査を申請し、国土交通大臣又は都道府県知事が審査を行ったときは、その結果を同法第27条の27第1項により申請者に通知することとされている。経営事項審査結果通知書の写しとは、この申請者に通知されたものの写しをいう。なお、共同企業体の場合は、各構成員の経営事項審査結果通知書の写しを、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、組合及び各関係組合員の経営事項審査結果通知書の写しをそれぞれ提出する。

4 直近の建設業許可書又は建設業許可証明書の写し（申請日現在で有効であるもの）

5 共同企業体等調書（様式第1号の3）

共同企業体及び官公需適格組合で総合点数の算定の特例扱いを希望する申請者が提出するものであり、共同企業体にあつては構成員が5事業者まで、官公需適格組合にあつては組合のほか各関係組合員が4事業者までの場合（以下「A者の場合」という。）には、企業体等調書（その1）を作成し、これを超える事業者からなる場合（以下「B者の場合」という。）には、共同企業体等調書（その1）及び共同企業体等調書（その2）を作成して提出する。

各欄については、次により記載する。

イ 「技術職員数」欄には、経営事項審査結果通知書の「技術職員数」欄に記載されている工事の種類別の技術職員数を、共同企業体にあつては構成員ごとに、官公需適格組合にあつては組合及び関係組合員ごとに、1級、講習受講、基幹、2級及びその他の「①」から「⑪」の各欄にそれぞれ転記する。また、A者の場合には、①から⑤までの各欄の合計数値を「⑥or計」欄に記載し、B者の場合には、①から⑪までの各欄の合計数値を「計」欄に記載する。

ロ 「年間平均完成工事高」欄には、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書の「20完成工事高④年間平均完成工事高」欄において記載した合計金額を転記する。消費税を含まない金額を記入し、千円未満は四捨五入する。

ハ 「自己資本額」、「職員数」欄には、経営事項審査結果通知書の「自己資本」欄（右上）に記載されている金額を上段に、「総職員数（人）」欄（右下）に記載されている人数を下段にそれぞれ上記イの区分により転記する。また、「⑥or計」欄及び「計」欄についても上記イの方法により記載する。

ニ 「経営状況」欄には、経営事項審査結果通知書の「経営状況」欄の「評点（Y）」欄に記載

されている点数を上記イの区分により転記する。また、「⑥or計」欄及び「計」欄についても上記イの方法により記載する。

ホ 「その他の評価項目」欄には、経営事項審査結果通知書の「その他の評価項目（社会性等）」欄の「評点（W）」欄に記載されている点数を上記イの区分により転記する。また、「⑥or計」欄及び「計」欄についても上記イの方法により記載する。

6 税務署発行の納税証明書

次の各税についての未納税額のないことを証明する納税証明書（個人の場合はその3の2，法人の場合はその3の3）

A 法人税（法人の場合）

B 所得税（個人の場合）

C 消費税及び地方消費税（法人及び個人）

なお、適格組合にあっては、組合及び構成組合員のそれぞれに係る納税証明書を添付する。

7 外国事業者が申請する場合の提出書類等

申請書の「08本社住所」欄については、本店の所在する国名及び所在地名を記載する。なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載する。

三 参加できる競争契約の範囲

この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、工事に係る契約のうち登録の工事種類に係る契約である。

第3 測量業者等の申請書及び添付資料の作成方法

一 申請書（別記様式第3号）の作成方法

1 「01新規／更新」欄については、該当する申請区分の番号に○印を付す。

新規・・・平成28・29年度に資格を取得していない場合。

更新・・・平成28・29年度に資格を取得している場合。

2 「02業受付番号」、「03業者コード」及び「04申請者の規模」欄については、記入しない。

3 「05適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載する。

4 「06郵便番号」欄には、「07本社住所」の郵便番号を記入する。

- 5 「07本社住所」から「13担当者電話番号」までの各欄は、次により左詰めで記載する。
- ① フリガナの欄は、カタカナで記載すること。
なお、「07本社住所」欄の都道府県名及び「08商号又は名称」欄の株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記載しないこと。
 - ② 「08商号又は名称」欄での株式会社等法人の種類を表す文字の略号を用いないこと。
 - ③ 「10本社電話番号」、「11本社FAX番号」及び「13担当者電話番号」欄での市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「-（ハイフン）」で区切り、（ ）は用いないこと。
- 6 「14担当者e-mail」欄については、メールによる連絡を希望する場合のみ記載する。
- 7 「15 申請代理人」欄には、行政書士等の代理人による申請を行う場合に記入する。この場合の申請の代理とは、申請者本人が代理人に申請手続の代理権を授与し、代理人が申請行為を行うことです。そのため、申請者の記名・押印も代理人のものとなる。その際、申請者本人から申請代理人への委任状を提出すること
- 8 「16登録を受けている事業」欄については、次の区分に従い、それぞれ該当する場合に記載する。
- ① 測量業者：測量法（昭和24年法律第188号）第55条による登録を受けている場合。
 - ② 建築士事務所：建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による登録を受けている場合。
 - ③ 建設コンサルタント：建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条による登録を受けている場合。
 - ④ 地質調査業者：地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条による登録を受けている場合。
 - ⑤ 補償コンサルタント：補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条による登録を受けている場合。
 - ⑥ 不動産鑑定業者：不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条による登録を受けている場合。
 - ⑦ 土地家屋調査士：土地家屋調査士法（昭和25年法律228号）第8条による登録を受けている場合（土地家屋調査士が2人以上所属しているときは、1人のみについて記載する。）。
 - ⑧ 司法書士：司法書士法（昭和25年法律第197号）第8条による登録を受けている場合。
 - ⑨ 計量証明業者：計量法（平成4年法律第51号）第107条による登録を受けている場合。
 - ⑩ その他の登録を受けている場合には、登録事業名等が空白の欄に記載する。
- 9 「17測量等実績高」の各欄については、次により記載する。

イ「①競争参加資格希望業種区分」欄には、機構が設定した業種区分に対応した競争への参加を希望する業種（以下「競争参加資格希望業種」という。）に○印を付す。

ロ「②直前2年度分決算」、「③直前1年度分決算」及び「④直前2ヶ年の年間平均実績高」の各欄には、競争参加資格希望業種ごとに実績高を記載する。（決算が1事業年度1回の場合には、「②直前2年度分決算」及び「③直前1年度分決算」の各欄は、当該左右欄のうち右欄のみに記載する。）。消費税を含まない金額を記入し、千円未満は四捨五入する。

なお、「③直前1年度分決算」とは基準日直前に確定した決算を含む過去1年間の決算を、「②直前2年度分決算」とは直前1年度分決算の前の1年間の決算を、「④直前2ヶ年の年間平均実績高」とは両決算に基づき算定した年間平均実績高をそれぞれいう。

また、個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている事業に係るものに限る。）を含めた実績を記載する。

なお、記載事項が一葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとする。このときは様式の裏面に記載して差し支えないが、表面にその旨を注記する。

- 10 「18建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録事業者の登録部門」欄には、建設コンサルタント登録規程及び補償コンサルタント登録規程に基づいて登録を受け、かつ登録を希望する部門について、下表の登録部門に対応する番号に○印を付する。

建設コンサルタント業務			
登録部門	番号	登録部門	番号
河川、砂防及び海岸・海洋	001	造園	012
港湾及び空港	002	都市計画及び地方計画	013
電力土木	003	地質	014
道路	004	土質及び基礎	015
鉄道	005	鋼構造及びコンクリート	016
上水道及び工業用水道	006	トンネル	017
下水道	007	施工計画、施工設備及び積算	018
農業土木	008	建設環境	019
森林土木	009	機械	020
水産土木	010	電気電子	021
廃棄物	011		

補償コンサルタント業務

登録部門	番号	登録部門	番号
土地調査	101	営業補償・特殊補償	105
土地評価	102	事業損失	106
物件	103	補償関連	107
機械工作物	104	補償関連	108

11 「19自己資本額」の各欄については、次により記載する。

イ「払込資本金」欄について

直前1年度分決算に係る貸借対照表の「純資産の部」、「株主資本」の「資本金」の金額を記入する。

ロ「準備金・積立金」欄について

直前1年度分決算に係る貸借対照表の「純資産の部」の「資本剰余金合計」、「利益準備金」、「その他利益剰余金（繰越利益剰余金を除く。）」、「自己株式」、「評価・換算差額等」、「新株予約権」の合計の金額を記入する。

ハ「次期繰越利益（欠損）金」欄について

直近1年度分決算に係る貸借対照表の「繰越利益剰余金」の金額を記入する。

ニ「直前決算時」及び「剰余（欠損）金処分」の各欄について

直前1年度分決算により記載し、「決算後の増減額」欄については、当該直前決算確定日から基準日までの間における増減額を記載する。また、外資系企業の場合には「①払込資本金」の合計欄の上段（ ）内に外国資本の額を内数で記載する。

ホ「計」欄について

イ「払込資本金」、ロ「準備金・積立金」、ハ「次期繰越利益（欠損）金」の合計をそれぞれ記載する。

12 「20損益計算書」の「税引前当期利益」欄は、直前1年度分決算によって記載する。

13 「21貸借対照表」の「①流動資産」、「②流動負債」、「③固定資産」及び「④総資本額」の各欄は、直前1年度分決算によって記載する。

14 「22経営比率」の「①総資本純利益率」、「②流動比率」及び「③自己資本固定比率」の各欄は、それぞれ小数点以下第2位の数値を四捨五入して小数点以下第1位までの数値を記載する。

15 「23外資状況」については、外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分の番号に○印を付するとともに、[]内に外国名を、()内に当該国の資本の比率をそ

れぞれ記載する。

なお、「2日本国籍会社（比率100%）」とは100パーセント外国資本の会社を、「3日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいう。

- 16 「24営業年数等」の「④営業年数」欄には、競争参加資格希望業種に係る事業の開始日（2業種以上のときは最も早い開始日）から基準日までの期間から、当該事業で中断した期間を控除した期間（1年未満切捨て）を記載する。
- 17 「25常勤職員の数」の「①技術職員」及び「②事務職員」の各欄には、基準日の前日において常時雇用している従業員のうち専ら測量・建設コンサルタント等業務に従事している職員の数を、「③その他の職員」欄には、それ以外の職員の数を記載する。また、「④計」欄には、法人にあっては常勤役員の数を含めたものを、個人にあっては事業主を含めたものをそれぞれ記載し、「⑤役職員等」欄には、常勤役員又は事業主の数を内数で記載する。
- 18 「26有資格者数」欄については、次の資格者の範囲に従い当該職員数を記載する。

イ 測量

①測量法（昭和24年法律第188号）による測量士又は測量士補の登録を受けている者

ロ 建築関係建設コンサルタント業務

①建築士法（昭和25年法律第202号）による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者

②建築士法施行規則第17条の18に基づくによる建築設備士の登録を受けている者及び社団法人日本建築積算協会の行う建築積算資格者試験に合格し、登録を受けている者

ハ 土木関係建設コンサルタント業務

①技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を機械設計、流体工学又は交通・物流機械及び建設機械とするものに限る。）、電気・電子部門、建設部門、農業部門（選択科目を農業土木とするものに限る。）、林業部門（選択科目を森林土木とするものに限る。）、水産部門（選択科目を水産土木とするものに限る。）、情報工学部門又は応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者

②建築業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち検定種目を1級の土木施行管理とするものに合格した者

③計量法（平成4年法律第51号）による計量士（環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）に限る。）の登録を受けている者

④電気事業法（昭和39年法律第170号）による第1種電気主任技術者免状の交付を受けてい

る者

⑤電気通信事業法（昭和59年法律第86条）による第1種伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者及び同法による線路主任技術者資格者証の交付を受けている者

⑥一般社団法人建設コンサルタンツ協会の行うRCCM資格試験に合格し、登録を受けている者

ニ 地質調査業務

①技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を土質及び基礎とするものに限る。）又は応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者

②一般社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者

ホ 補償コンサルタント業務

①不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）による不動産鑑定士の登録を受けている者

②土地家屋調査士法（昭和25年法律228号）による土地家屋調査士の登録を受けている者

③司法書士法（昭和25年法律第197号）による司法書士の登録を受けている者

④一般社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、登録を受けている者

なお、記載事項が一葉で終わらない場合は、同欄の書式で延長するものとする。このときには、同様式の裏面に記載して差し支えないが、表面にその旨を注記する。

二 添付書類の作成方法

1 測量等実績調書（様式第3号の2）、技術者経歴書（様式第3号の3）

この2様式については、各様式の末尾にある記載要領に従って記載する。

なお、記載事項が一葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとする。このときは様式の裏面に記載して差し支えないが、表面にその旨を注記する。

2 登記事項証明書又は身元証明書

登記事項証明書とは、商業登記法（昭和38年法律第125号）第6条第5号から第9号までに掲げる株式会社登記簿等に記録されている事項の証明書で、法人が提出する。また、身元証明書とは、申請者の住所を所轄する市区町村が発行し、同人が禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者でないことについての証明書（身分証明書）をいい、個人が提出する。

3 登録証明書等

一8の①から⑩までに掲げた各登録について登録官署が発行する証明書をいう。

なお、競争への参加を希望しない業種に係るものは提出を要しない。

4 財務諸表類

財務諸表類とは、申請者が自ら作成している直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表（個人にあつては、これらに類する書類（確定申告書等））をいう。

なお、適格組合にあつては、組合及び構成組合員のそれぞれに係る財務諸表類を添付する。

5 税務署発行の納税証明書

次の各税についての未納税額のないことを証明する納税証明書（個人の場合はその3の2，法人の場合はその3の3）

- A 法人税（法人の場合）
- B 所得税（個人の場合）
- C 消費税及び地方消費税（法人及び個人）

なお、適格組合にあつては、組合及び構成組合員のそれぞれに係る納税証明書を添付する。

6 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第7条、地質業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第7条又は補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第7条による現況報告書を建設大臣に提出し、その確認印を受けた現況報告書の副本の写しを提出した者であつて、競争参加資格希望業種が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合には、1、2、4及び5の書類の添付を省略することができる。

7 外国事業者が申請する場合の提出書類等

イ 申請書の「07住所」欄については、本店の所在する国名及び所在地名を記載する。なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載する。

ロ 登記簿謄本又は身元証明書及び納税証明書については、証明書等に代えて、当該国の所轄官庁又は権限のある機関の発行する書面とする。

三 参加できる競争契約の範囲

この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、工事等に関する設計、監理、調査等及び測量に係る契約のうち登録業種に係る契約である。

第5 資格審査申請内容の変更届の作成要領

一 競争契約参加資格申請書変更届（工事、測量・建設コンサルタント等共通）

1 この変更届（様式第6号）は、以下の変更届出事項が生じた場合に記載して当機構宛に提出する。

2 変更届出事項

イ 法人の住所、商号又は名称及び代表者の氏名

ロ 個人の住所及び氏名

ハ 営業品目

ニ 許可・登録の状況

3 変更届出事項に係る添付書類は、次のとおりとする。

イ 法人の住所、商号又は名称及び代表者の氏名に係る変更の場合

登記事項証明書の写し

ロ 個人の住所及び氏名に係る変更の場合

住所については住民票の写し、氏名については戸籍謄本（又は抄本）の写し

ハ 営業品目の変更の場合

当機構が発行した資格決定通知書の写し

ニ 許可・登録等の状況に係る変更の場合

許可、登録等の証明書の写し

4 変更届の受付の写しの返送を希望する場合には、長形3号の封筒に送付先を記載の上、82円分の切手を貼付すること。

以 上

（次頁以降の付表により、営業品目等の具体的な説明を示す。）

付表 1 (工事)

工種の区分	説明 (具体的内容)
土木一式	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設、補修、改造または解体する工事
建築一式	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事
大工	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事
左官	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け又は、はり付ける工事
とび、大工、コンクリート	足場の組立、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立、工作物の解体等を行う工事、くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事、土砂等の掘削、盛上げ、締固め、コンクリートにより工作物を築造する工事、その他基礎的ないし準備的工事
石	石材（コンクリートブロック、擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事
屋根	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事-
電気	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事
管	冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事
タイル、れんが、ブロック	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事
鋼構造物	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立により工作物を築造する工事
鉄筋	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事
ほ装	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等によりほ装する工事
しゅんせつ	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事
板金	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事
ガラス	工作物にガラスを加工して取付ける工事
塗装	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事
防水	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事
内装仕上	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイルカーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事
機械器具設置	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事
熱絶縁	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事
電気通信	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事

造園	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造する工事
さく井	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事
建具	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事
水道施設	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事
消防施設	火災警報設備、消火設備、非難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事
清掃施設	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事

付表 2 (測量・建設コンサルタント等)

業種の区分	説明 (具体的内容)
測量 (01)	測量一般、地図の調整、航空測量
建築関係建設コンサルタント業務 (02)	建築一般、専門 (意匠、構造、暖冷房、衛生、電気、建築積算、機械設備積算、電気設備積算、調査)
土木関係建設コンサルタント業務 (03)	土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、河川・砂防及び海岸、電力土木、道路、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設機械、地質、造園、港湾及び空港、鉄道、上水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、都市計画及び地方計画、建設環境、その他
地質調査業務 (04)	地質調査
補償コンサルタント業務 (05)	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業・特殊補償、事業損失、補償関連、不動産鑑定、登記手続等

付表 3 (測量及び建設コンサルタント等)

業種区分	有資格者	
測量	測量法(昭和24年法律第188号)による測量士の登録を受けている者	測量法による測量士補の登録を受けている者(測量士の登録を受けている者を除く。)
建築関係建設コンサルタント業務	建築士法(昭和25年法律第202号)による1級建築士の免許を受けている者及び建築士法施行規則(昭和25年建設省告示第38号)による建築設備士登録を受けている者	建築士法による2級建築士の免許を受けている者(1級建築士の免許を受けている者を除く。)及び社団法人日本建築積算協会の行う建築積算資格者試験に合格し、登録を受けている者

<p>土木関係建設コンサルタント業務</p>	<p>技術士法(昭和58年法律第25号)による第2次試験のうち技術部門を機械部門(選択科目を流体機械、建設、鉱山、荷役及び運搬機械又は機械設備とするものに限る。)、電気・電子部門、建設部門、農業部門(選択科目を農業土木とするものに限る。)、林業部門(選択科目を森林土木とするものに限る。)、水産部門(選択科目を水産土木とするものに限る。)、情報工学部門若しくは応用理学部門(選択科目を地質とするものに限る。)に合格、又は総合技術監理部門(選択科目を上記各部門の選択科目(記載のない部門は全ての選択科目)とするものに限る。)に合格し、同法による登録を受けている者及びアジア太平洋経済協力(APEC)が取りまとめた「APECエンジニア・マニュアル」に基づき、日本政府と相互免除の合意をしている政府において、当該国内に設立したモニタリング委員会に登録され、かつ追加審査が必要な場合はそれに合格している者</p>	<p>建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者、計量法(平成4年法律第51号)による計量士(環境計量士(濃度関係)及び環境計量士(騒音・振動関係)に限る。)の登録を受けている者、電気事業法(昭和39年法律第170号)による第1種電気主任技術者免状の交付を受けている者、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)による第1種伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者及び線路主任技術者資格者証の交付を受けている者並びに一般社団法人建設コンサルタント協会の行うRCCM資格試験に合格し、登録を受けている者</p>
<p>地質調査業務</p>	<p>技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を土質及び基礎とするものに限る。)若しくは応用理学部門(選択科目を地質とするものに限る。)とするものに合格、又は総合技術監理部門(選択科目を上記各部門の選択科目とするものに限る。)に合格し、同法による登録を受けている者</p>	<p>一般社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者</p>
<p>補償関係コンサルタント業務</p>		<p>不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)による不動産鑑定士の登録を受けている者、土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)による土地家屋調査士の登録を受けている者、司法書士法(昭和25年法律第197号)による司法書士の登録を受けている者及び一般社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、登録を受けている者</p>